

岐阜市男女共同参画推進条例に係る苦情等の対応に関する要綱

平成17年10月6日決裁

改正 平成27年11月11日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市男女共同参画推進条例（平成14年岐阜市条例第25号。以下「条例」という。）第18条の規定により、市が苦情及び相談（以下「苦情等」という。）を受け付け、適切な措置を講じることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第2条 苦情等の申出（以下「申出」という。）は、苦情等申出書（第1号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

(苦情等への対応)

第3条 市長は、申出があったときは、必要に応じ、苦情等に関係する部局（以下「関係部局」という。）に調査を指示するものとする。

2 市長は、必要に応じ、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）及び当該申出に係る案件について関係する者（以下「関係者」という。）（以下「申出者等」と総称する。）の協力を得た上で、当該申出者等に照会する等の必要な調査を行うものとする。

3 市長は、申出の内容が男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項に関連する場合は、岐阜市男女共同参画推進審議会規則（平成14年岐阜市規則第44号）第4条第1項の規定により設置された条例第20条第1項に規定する岐阜市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の苦情処理部会の意見を聴くことができる。

4 市長は、前3項に規定する調査又は意見聴取の結果、必要と認めるときは、関係部局に対応を指示するとともに、関係者に対して必要な要請又は助言をするものとし、申出者に対しては、当該苦情等の対応の内容について、苦情等対応通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(対応しない申出)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、申出のあった苦情等が次の各号のいずれか

に該当する事項に関するものである場合は、当該申出に対応しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び審査庁（異議申立てにあつては処分庁又は不作為庁、再審査請求にあつては再審査庁）において不服申立ての審理中の事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により対応すべき事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が対応することが適当でないと認める事項

2 市長は、申出が当該申出に係る事案の事実があった日から1年を経過した日以降に行われたときは、当該申出に対応しないものとする。ただし、1年を経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定により申出に対応しない場合は、当該申出を行った者に対し苦情等申出に対応しない旨の通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申出の対応についての報告及び公表）

第5条 市長は、毎年1回、申出の対応について、審議会に報告するとともに、個人又は法人が特定され得る事項を除き、これを公表するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月11日から施行する。